

座間味村地域商品券取扱店ご登録の際

必ずお読みください

1. お取扱店は次のことを守ってください。

- ① 地域商品券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。
- ② 使用済み商品券を再使用したり、他の人に譲渡したりしないでください。
- ③ 不正や間違い防止のため、商品券を受領したら直ちに裏面に店名を記入して下さい。スタンプ可。
- ④ 村内経済の回復を図ることを目的としておりこの商品券では事業の仕入れはできません。
- ⑤ 実体のない架空の取引を防止する観点から自らの経営する事業所での商品券使用はできません。
上記に反する行為をした場合は、取扱店の登録を取り消し事業所名を公開することになります。
また、本事業に損害を生じさせた場合は賠償の責を負っていただきます。

2. 地域商品券利用者向けサービス、お得なメニューをご検討ください。

この機会に、貴店利用のきっかけをうながす販促活動です。創意工夫でお客様層を拡大していただくことが目的ですので、強制ではありません。

例■飲食店さんなら …通常生ビール 550 円のところ、プレミアム商品券なら 1 枚でサービス。
商品券 2 枚で生ビールと季節の美味しいつまみセット 等

例■お弁当屋さんなら …お弁当 550 円のところプレミアム商品券なら 1 枚でサービス

例■内装・リフォーム業者さんなら… 網戸張替（設置）〇〇円、雨戸設置〇〇円～、ふすま張替
〇〇円、クッションフロア張替〇センチ×〇センチ 〇〇円 等

例■設備業者さんなら…水タンク清掃〇〇円、トイレの配管つまり〇〇円～ 等

3. 座間味村地域商品券Q&A

- ① 取扱店かどうかはどうやって見分けますか。→ 申請書を受け付け、登録されたお店には登録証などをお渡ししますので店頭に表示してください。
- ② 配布日と、使用開始日はいつですか。→どちらも令和4年12月1日（木）です
- ③ 配布枚数は決まっていますか。→おひとりあたり 1,000 円×10 枚の 10,000 円分です。
- ④ 期限を過ぎてになって商品券で買い物に來たり、使い残しや換金残しが後からみつかったりした場合はどうなりますか。→使用期限は令和5年2月28日です。期限を過ぎたら商品券を受け付けしないで下さい。換金期限は令和5年3月20日ですので、これ以降は換金できません。
- ⑤ おつりは渡しますか。→いいえ。1,000 円以上の商品、サービスに利用してもらって下さい。
- ⑥ 取扱店登録や換金に手数料はかかりますか。→ かかりません。
- ⑦ 換金は随時受け付けていますか。→ 平日は、役場と阿嘉・慶留間出張所で毎日受け付け、毎月 10 日、20 日、月末指定口座へ振り込みます。
- ⑧ キャンペーン内容は途中で変えてもよいですか。→ どんどん効果的なものに変えていただいても構いませんが、村ホームページ等の内容修正がありますので早めにお知らせください。
- ⑨ 村営のクイーンやフェリー、みつしまには使えませんか。→ 村内経済の回復を図ることが目的ですので、村の公営サービスにはご利用いただけません。

上記の内容は「座間味村マイナンバーカード普及促進地域商品券給付事業実施要綱」（令和4年）に基づくものです。

要綱は村ホームページなどで公開しますのであわせてご確認ください。